

## [事案 2022-188] 遅延利息支払請求

・令和 5 年 7 月 24 日 裁定不調

### <事案の概要>

障害給付金等の請求に関し、遅延利息が支払われなかったことを不服として、遅延利息の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 6 年 10 月に夫が事故で入院したため、昭和 62 年 10 月に夫が契約した終身保険にもとづき障害給付金を請求したところ、約款所定の支払事由に該当しないとして不支払いとなったが、夫の死亡後に再度請求したところ、障害給付金と保険料払込免除に伴う精算金が支払われた。しかし、以下の理由により、平成 6 年の請求時からの遅延利息を支払ってほしい。また、精算金から控除された特約解約返還金を支払ってほしい。

- (1) 保険会社に事故の発生を伝えた際、担当者から「両目が失明しなければ、障害給付金は出ない」との誤説明を受けた。夫は事故直後に入院給付金等請求を行っており、障害給付金請求書の提出がなかったとしても、それは、障害給付金請求書を送付しなかった保険会社の対応ミスである。
- (2) 保険会社は、右目の視力が矯正しても 0.02 以下であれば、保険料払込免除となることについての説明をしなかった。
- (3) 保険会社は、障害給付金および保険料精算金の支払時に、支払済の特約解約返還金を控除したが、事故直後に障害給付金の支払いが決定されていれば、当時、特約の解約は行われておらず、解約返還金の支払いも受けていなかったため、特約解約返還金を控除することはおかしい。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の主張する担当者の誤説明については、申立人夫がどの担当者やどの部署に電話したのかが不明であり、事実確認ができないが、障害給付金は障害の程度に応じて支払われることは保険会社の職員にとっては常識であることから、担当者が誤説明を行うとは容易には信じられない。
- (2) 事故後に提出された医師の診断書には、申立人夫が右目を失明していることの記載はない。事故状況報告書兼事故証明書は申立人夫が作成したものであるため、客観的な証拠ではない。
- (3) 申立人夫が、事故により失明したのだとしても、それは、申立人夫が安全措置をとらなかったために、右目失明という障害状態が生じたと思われることから、申立人夫に重大な過失が認められ、給付金支払義務は免責されることになる。
- (4) 本契約の傷害特約、疾病特約および災害入院特約は、主契約の保険料払込期間経過後も、年払保険料を前納することで、被保険者が 80 歳になるまで継続することが可能であるが、申立人夫は特約保険料を前納しなかったため、特約は主契約の保険料払込期間満了時に自動解約され、解約返戻金が支払われた。しかし、当社は、保険料払込免除事由に該当した平成 6 年 10 月以降の次に到来する保険料払込期間以降の保険料を免除したことから、特約の保険料についても支払いがなされたものと取り扱い、特約の自動解約はなかったもの

として取り扱ったことから、清算金を支払う際に解約返還金を控除した。

#### ＜裁定の概要＞

##### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

##### 2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾するとの回答を得られなかったため、手続を終了した。

- (1) 事故直後に、申立人夫が作成した事故状況報告書兼事故証明書には「鉄溶断カス飛び右目眼球内入り失明」との記載があり、申立人夫が失明したことを窺わせる記載があることからすれば、仮に、医師の診断書に失明したことの記載がなかったとしても、保険会社は、申立人夫に対し、失明の事実を確認することが適切であったと思われる。
- (2) 保険会社が、事故当時に適切な確認を行い、失明について申立人夫から事故状況を聴取していれば、直ちに、事故の原因や、申立人夫に重大な過失があるか否かの調査が行われたものと思われ、本件紛争を未然に防げた可能性がある。